

第 8 3 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 30 年 10 月 5 日 開 会

平成 30 年 10 月 5 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 8 3 回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号 (10月 5 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第 1 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉会の宣告	1 6
○署名議員	1 9

平成30年10月5日（金曜日）

第83回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第83回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年10月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第108号 工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	11 番	夏 堀 文 孝 君
12 番	沼 畑 俊 一 君	13 番	根 市 勲 君
14 番	工 藤 幸 子 君	15 番	馬 場 又 彦 君
16 番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

10 番 工 藤 正 孝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君	
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班	長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人			

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより、第83回南部町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、議会運営委員長から本臨時会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

先ほど、議会運営委員会を開催し、本日招集の第83回南部町議会臨時会の運営について、協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、議案1件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日10月5日、1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。これで、議会運営委員会の報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、9番、中舘文雄君、12番、

沼畑俊一君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日10月5日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日、1日と決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が報告1件、議案1件であります。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 議員各位におかれましては、本日招集の第83回南部町議会臨時会を開会するにあたり、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件であります。報告 1 件、並びに、工事請負契約の締結についての議案 1 件の合せて 2 件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,588万7,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ103億1,864万7,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、議案第108号、工事請負契約の締結についてであります。統合庁舎建設に向けて、中央公民館ほかの解体工事を行うための工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第 5、報告第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは、議案の 1 ページをお願いいたします。報告第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

処分理由でございますが、果樹振興費や非常備消防費などの経費につきまして、緊急を要したことから、専決処分したものであります。

次のページをお願いします。平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）、第1条、歳入歳出予算の総額に1,588万7,000円を追加し、総額を103億1,864万7,000円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。12ページをお願いいたします。6款、農林水産業費、1項、5目、果樹振興費は225万円を追加するもので、黒星病対策として、放任園の伐採及び焼却処分経費に関するものとなっております。

続いて7款、商工費、1項、3目、観光施設費は658万7,000円を追加するもので、主にふくちアイスアリーナの冷却設備修繕工事となっております。

続いて9款、消防費、1項、2目、非常備消防費は705万円を追加するもので、10月19日開催の消防操法全国大会への出場関係経費となっております。旅費は全国大会までの練習に係る出動手当分、補助金は選手団や応援団の旅費、機材運搬費などに対しする、町消防団への補助としております。

続いて、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税につきましては1,588万7,000円を追加するもので、今回の補正予算の財源としております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 12ページです。

果樹振興費の黒星病の処分、焼却費ということで。私は産業建設常任委員会に所属しているわけなんですけれども。

この人夫賃金150万ですけれども、面積でどのくらいやるのか。

それから、さっきこの焼却処分という話をしているのですけれども、焼却をできるのかどうか。その辺、ちょっと。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、果樹振興費についてご説明いたします。

まず、今回の面積でございますけれども、請願に出されました正寿寺が約4ヘクタールござい

ます。南部町全体を見まして1ヘクタールをプラスして、5ヘクタール分を見込んでおります。

それから、焼却についてですが、伐採した木々については、焼却または埋設ということで、所有者の園地で処理していただくことにしております。

町で処分地を考えているということではないので、県単の事業でやっています、放任園の事業と同様の実施の方向で考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第6、議案第108号 工事請負契約の締結について（中央公民館他解体工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

※5番 滝田勉君 退席

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

議案第108号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

南部町大字平地内にあります、中央公民館などを解体するため、工事請負契約を締結するものであります。

契約の相手方は、五戸町大字切谷内字淋代14番地の1、株式会社大山建工代表取締役大山重則。請負代金は7,482万4,560円、落札率は90%、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容につきましては、中央公民館、旧名川倉庫、旧給食センター、バス車庫、アルミ缶保管小屋をそれぞれ1棟、防火水槽を1基、解体するものであります。

工期につきましては、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から、平成31年3月25日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。3番、夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 先日、町民運動会が雨の形で中止になりましたけれども、その際の打ち上げの時に町民から質問されたこと。そして、私が疑問に思っていることを質問いたします。

今回の減額をした理由は何でしょうか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 今回減額した理由であります。まず、入札の比較価格が7,698万円で前回の7,728万円より30万円少なくなっております。

この理由は、解体工事の内容を一部見直したものでございますが、具体的には、解体することとしておりましたカーポート。カーポートがあるのですが、それを別に移設する。移設して活用するというを新たに検討いたしました。

また、周囲の樹木の伐採につきましては、今回の建築設計業者から周りの樹木をそのまま切らないで活用するという提案も出されましたので、今回の解体工事には入れないということでございます。

また、入札結果につきましては、当然、ホームページで公表させていただきます。

同時に、最低制限価格も公表されているということもありまして、解体工事の内容を一部、見直し、予定価格を変更したものであります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 前回の入札を見直して、カーポート等々、見直して、減額して、今回の入札に至ったってことなんですけれども。

なぜ、そういうことをしなければならなかったのですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 前回から見直した理由でございますが、見直しは常に時間があれば、我々を行います。

その段階におきまして、今回、次の入札にかかる前に、今一度、解体の計画を見直して、「やはり、カーポートは移設できる可能性がある」ということをまず、考えました。

そのほか、先ほど申し上げましたように、設計業者の方で「その周りの樹木については、これを切らないでも活用する方法もあるのではないか」という提案を受けましたので、今回、そこについて見直させていただいたということでございます。

○議長（馬場又彦君） 夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） そしたら、最初から、前回からですね。その減額した入札価格でなんで入札をしなかったのか。

その町民の方々から、「なぜにそんなに自分たちの税金、簡単に変更したり」とか、「なんかそういうような運用を軽視されているような感じがする」という話も聞いています。

そういったところに対して、解答をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 確かにおっしゃるとおり、当初からこのような形で入札するべきではなかったかというお話しはそれは、ごもっともなご意見だと思います。

先ほど申し上げましたとおり、今回の場合は、前回の入札の時より、期間がありました。その際は、常に「見直せるものは見直す」そういう姿勢でございまして、今回は、先ほど申し上げたような理由がございまして、見直させていただきまし、増額では無くて、減額の方で見直したということで、より、今までの予算上のものよりも少ない状態になる形、「有効活用できるものは活用する」そのような形で見直させていただいたということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） 夏堀嘉一郎君の質疑は3回を超えていますが、会議規則第55条の但し書きの規定により、議長において特別に許可します。

○3番（夏堀嘉一郎君） それでは最後になります。

指名された業者や落札された業者は、正規なルールに則って入札を行っただけであり、議会側の判断、建設を推進している議員方によって、行政側の当初の入札指名審査が妥当ではなかったという見方になってしまいました。

そして今回、再入札の際にも、議会の意向を取り入れ、設計や工事契約の変更、減額や業者の指名を審査し、先の入札メンバーを外して、町外業者で入札を行っただけによって、町内の業者よりも町外の業者の方が安く施工できるといったような、有能だということを行政や議会は承認をしてしまうような、とても不名誉な実績を作ったことになりました。

今後どの入札方法をとっても、様々な問題は出てくると思いますが、その問題を最小限にするためにも、「入札価格は当初のままで、全社指名替えをする」か、「設計や入札価格を変更し、当初の町内メンバーで再入札をする」の2択しかなく、私は町内の業者を重んじて、後者を選択することを信じておりましたけれども、結果はどちらでもなく、はっきりとした選択・判断基準もないまま、再入札が執行されてしまいました。

工事契約の議論をする前に、議論をしなくてはいけないテーマを持ち合わせてしまっている案件であると私は考えます。

以上、この案件の本質がそもそも論としてずれていること、そして、その後の採決に臨むための質問に対する先ほどの解答を踏まえ、私は採決には参加せず、この場で退席をいたします。

※3番 夏堀嘉一郎君 退席

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 何とも嫌な気持ちでこの議会に臨んでいるんですが、7千、6千――。6,928万余りの落札価格なのですが、これに消費税付いて、7千万を超えるそういう工事をこういう形で、町外の業者に解放してしまうっていうような事態というのをどのように考えますか。

解体事業だとか建設だとかにかかわらず、公共事業というのは、町内の業者を育成するための大事な要素だと私は思うのですけれど。町民自体もそのように臨んでいると思うんですけれどもね。あえて、こういう形を取ったことに対して、どのようにお考えでしょうか。

雇用の面だとか、色々、あると思いますし、非常に常識っていいですか、良識っていいですか、そういった方向から考えると、常軌を逸した再入札ではないのかと私は思います。

解答を願います。

2点目、聞くとところによると、前回否決された夏堀組さんとの協力会社、グループですよ。その、今回、落札なさった大山建工さんですね。大山建工さんは、協力会社、協力グループの何か会長さんを務められているというようなことであるようではありますが、そういう関係性を持った方が今回、落札してしまって、これは、今回の落札に関しては問題ないのでしょうか。言わんとしていることはわかると思いますが、お答えください。

今後の庁舎建設に関連して、いくつかの入札やらが出てくるんだと思うんですけれども、前回、否定された夏堀組さん。それで、今回の入札でもって対象外となった業者、今後の扱いというのはどういうふうになるもんなんでしょうか。

加えて、今回指名された9社っていう町外の業者っていうのは、今後の扱いはどういうふうになるのでしょうか。

その辺をお答えください。

もう1点、先日、NHKを見ていましたら、何の番組だったのでしょうか。途中からちょっと冒頭から見なかったものですから、よくわからないのですけれども。その中に、そのコメントの中に「親族が経営する会社にその議員が籍を置いていたという事実に関しては、法的がないのですが」云々っていうようなコメントがありました。それについてどう思いますか。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） では私から答えられる範囲でお答えさせていただきます。

まず、今回、町外に発注する、本来であれば町内業者の育成等のために町内に発注するべきものが、町外に発注されるものについて、どう考えるかということでございますが、ここのどう考えるかの部分については、私からはお答えできませんが、あくまで今回の入札に関してどの業者を指名するかということに関しましては、南部町建設業者指名審査会において「業者を入れ替えて入札する」という意見で集約された。そしてその後、今回の業者さんが指名されたということでございます。

次に、協力会社というお話しが問題ないかというお話しをされましたが、町として、そのようなことで、業者がどういう業者であるという、その関係性というものをそのようなことで指名業者を指名している訳ではございません。あくまで、ある基準に則って指名させていただいているということでございます。

そして、今後の扱いということですが。町内業者のですね、今後の扱い、今回、指名から外されたという町内業者の扱いですが、それは、一つ一つ、全ての入札案件につきまして、先ほど申し上げましたように指名審査会で審査されて、指名業者が決まるわけでございますので、それを今後、私がこうなるああなるというお話しは当然、できないわけでございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、町内業者育成ということは、私どもも当然、そのようなことは認識してございますし、町としてもそういう考え方だったということは変わらないことだというふうに考えております。

また、今回指名された町外業者の扱いということですが、これも先ほど同じでございますが、その入札、入札において、あくまで指名業者は指名されるということですので、今回、指名されたことによって、次の入札に影響を与えるというものではないというふうに考えております。

また、最後のコメントですね。親族が籍を置いているというような形のお話しがございましたが――。（「親族が経営するですね、会社に議員が籍を置いているっていう」の声あり。）私そのちょっと残念ながらテレビ報道の方は拝見してないものですが、先ほどお話ししたのと同様でございますが、あくまで指名業者を決める場合にそのようなことを、そのような状況を考慮して入れるとかですね、あるいは外すというようなことはございません。

以上です。（「ございません――」の声あり。）

私の立場から言いますと、そのようなことは無いものというふうに考えております。（「ええ

と——（聴取不納）」の声あり。）

○議長（馬場又彦君） よろしいですか——立って。起立して質問してください。川守田君、起立して。（「あ、はいはい」の声あり。）川守田君。

○16番（川守田稔君） もう一回、私さっき読み違えたんですか。「親族が経営する会社に議員が籍を置いていることについて、法的には問題が無い」というコメントだったと記憶してるんです。そのコメントについて、どのようにお考えですかと聞きました。

ですから、そのことをお答えいただきたい。

これは、前回の入札の否決から今回の入札っていうことに対しての核心の部分ですよ。法的に何も問題が無かったという。法的には問題が無い。そのようなのであれば、非常に大事なコメントがなされたと思うんです。

どうぞ、お答えください。

課長で答えられない問題であれば、審査委員会の副町長が長ですか。副町長、お答えください。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 先ほどのご質問でございますが、「法的に問題ない」と。当然、私どもも法的に問題がないからこそ、最初指名業者に入れているわけでございます。

ですから、同じ認識でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。（「（聴取不納）」の声あり。）起立して質問してください。（「（聴取不納）」の声あり。）起立して質問してください。川守田君。

○16番（川守田稔君） あのですね。まあいいでしょう。はい、いいでしょう。

それでは改めて聞きます。その協力会社の夏堀組さんと協力会社関係の中にある、グループの中にある大山建工さんが今回、落札したっていうことについて、その関係性においてどのように考えておりますかというのを副町長にお尋ねします。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（佐々木俊昭君） ただ今の協力性ということでございますけども、指名する段階、業者の中で協力関係にある云々というのは、議論の対象ではないと思ってございます。
以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。11番、夏堀文孝君。

※16番 川守田稔君 退席

○11番（夏堀文孝君） 入開札一覧表を見ますと、落札業者のほかに、あと3社が同じ、同札で、最終的にくじ引きで抽選で決まっているということですが、4社が同額ってこういう結果になったことの理由ってというのは、どういったことですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 今回、4業者が同額で入札されたということの理由でございますが、町では現在、最低制限価格というものを設けてございます。

これは、大分前になりますが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」というものが施行されまして、いわゆる、なんと申しますか昔、1円入札というようなものもあったりして、問題になりましたが、工事の品質を確保するというための法律でございます。

それに基づきまして、町では最低制限価格制度の要領というものを作っておりまして、どのような形で最低制限価格を計算するかというのは、これは、ホームページにも公表してございます。

そして、今回の場合でございますが、いわゆる90%というのが出されているんですけども。その90%を超えた計算になった場合は、90%を最低制限価格にするということも公表してございます。

そういったことから、各業者が積算された後に、同一な価格になったものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 90%という価格が公表されているのであれば、恐らく、やれる業者はその90%の最低ラインで当然、入れてきて、この業者が複数、同額になるっていうのは、当然って言えば当然だと思います。

ただ、こういった中で、ちょっと競争原理がこれじゃちょっと働かないのかなっていう気持ちもありまして、やはり、町独自のこの入札の金額の評価の方法。これはやはり、変えていかなければならない部分じゃないかなと思うんですよ。

例えば県は、総合評価方式とか、様々こういった独自の入札方法をとっているんですよね。ですので、八戸市もそう——まあ、抽選になることが多いみたいですけれども。ほかの他町村、県、そういった部分もにらんで、当然、情報が青森市の談合みたいに情報が漏れたりどうのこうのっていうのの懸念も当然、あると思いますけれども。やはり、情報をちゃんとしっかり管理して、その基で、ある程度、10%がラインじゃなくても、10.12とかっていうラインを根拠づけて出せるような、そういった入札方法をやっぱり、考えていくべきだと思います。

そのことに対して、今後こういったあり方があるのか、今、検討していることがあればそれをお聞きしたいのと。

あともう一つ、これはちょっと話しがずれるかもしれませんが。先ほど、夏堀嘉一郎議員が言った質問の中で、議会側がこの指名業者を入れ替えたごとの話しをしていましたけれども、それは議長、ちょっと後でもいいですから撤回していただかなければ、我々は、議会は否決したのであって。指名業者をどうのこうのって行政側に何ら言っていることではないので、そこは一つ、議長の方からお願いします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） ご質問にお答えいたします。

最低制限価格の決め方、あるいは、入札方法につきまして今、ご提言がございました。

町担当課としても当然、考えてございますが、まず一つ、最低制限価格の決め方につきましては、今の町のような形で90%と決める方法と、入札が終わった後でなければわからないような最低制限価格の計算方法がございます。

これは今、現在、職員が去年からちょっと東京の方に行きまして、研修を受けて、そのような方法も取れないかということで今、協議しているところでございます。

また、入札方法の先ほどお話しがございました一般競争入札、あるいは、制限付き一般競争入札、総合評価と様々あるわけでございますが。今現状で、町としましては、先ほど、他の議員さんからもお話しがありましたが、南部町町内の業者育成ということを、そこを第一に考えて取り組んでいるということでございまして、このような指名競争入札という形にさせていただいておりますが、ただ、今回、議員からお話しがあったようなことは、我々もしっかりと検討しまして、全て、もちろん、町民のために一番良い入札方法ということで検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございましたので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第83回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提案いたしました議案につきましては、慎重審議のうえ、原案のとおりご議決を賜り、衷心よりお礼申し上げます。

さて、台風24号への対応につきましては、9月28日に、災害警戒本部を設置し、児童生徒の安全確保に万全を期すため、本県への最接近が予想される10月1日に、町内全小中学校を臨時休校としたところであり、町民運動会につきましても、残念ではありましたが、影響を考慮し、中止としたところでありました。

また、9月30日の午後3時には、安全なうちに避難が出来るよう、町内全域に、「避難準備・高齢者等避難」を呼びかけ、その後、「暴風警報」や「大雨・洪水警報」「土砂災害警戒情報」が出されましたが、幸いにして、人的被害や住宅被害、また、農作物への大きな被害もなく、安堵したところでありました。

今週末には、台風25号が接近する恐れもあり、職員には、引き続き、しっかりと警戒にあたるよう指示したところでもあります。

こうした台風通過の記憶が新しいうちではありますが、災害に強い南部町をさらに強固なものにするため、今月28日には、南部町防災訓練を、ふくち運動公園周辺を会場として実施いたします。

本年6月以降、日本各地で甚大な被害が発生した災害を教訓に、町民の皆様の安全安心を守るため、「想定外の災害は起こりうるものである」ということを肝に銘じ、訓練の実施とともに、常日頃から備えを万全にしていける所存であります。

さて、当町小向地区のアカマツについて、「松くい虫」被害の簡易検査を行ったところ、陽性反応が示されたことを受け、現在、盛岡市にある森林総合研究所東北支所で、詳細な検査が行われております。

松くい虫被害ではないことを祈りつつ、仮に、被害が確定した場合には、県や関係団体と連携し、被害の拡大の防止に努めてまいります。

先ほど、議決いただきました公民館解体工事には、遅延することのないように、計画通りに統合庁舎建設に向けて粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位には更なるご協力、ご指導をお願い申し上げたいと思います。

結びになりますが、これから日、一日と、冷え込んでまいりますので、議員の皆様におかれま

しては、健康には十分ご留意いただき、町政に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、第83回南部町議会臨時会を閉会します。

（午前10時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 中 舘 文 雄

署 名 議 員 沼 畑 俊 一